

神奈川県青少年保護育成条例に基づく指定基準

平成 22 年 12 月 28 日制定（平成 23 年 4 月 1 日施行）
平成 23 年 10 月 21 日改正（平成 23 年 12 月 1 日施行）
最終 平成 30 年 9 月 27 日改正（平成 30 年 10 月 1 日施行）

神奈川県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）第 27 条第 1 項の規定に基づく指定については、この指定基準によるものとする。

1 条例第 27 条第 1 項第 1 号にかかる営業の指定基準

- (1) 客同士で行う性的な接触行為、又は性的感情を著しく刺激する行為等を、施設内で容認しているもの
- (2) 施設内に性的感情を著しく刺激する絵画、写真、彫刻、照明、その他の装置装飾等、又は有害設備・器具等を使用しているもの
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、営業方法、施設の設備等により官能的雰囲気醸し出しているもの

2 条例第 27 条第 1 項第 2 号にかかる営業の指定基準

- (1) 従業者の身体の一部又は一部を利用して遊興させるもので、客の性的感情を刺激するもの
- (2) (1)に掲げるもののほか、役務の内容が、性的な行為を連想させる内容であるもの

3 条例第 27 条第 1 項第 3 号にかかる営業の指定基準

- (1) 個室等の出入口に、室内から施錠できる設備をしてあるもの
- (2) 個室等内の状況を、当該施設を営む者が把握する手段を講じていないもの